



メディカル クォール

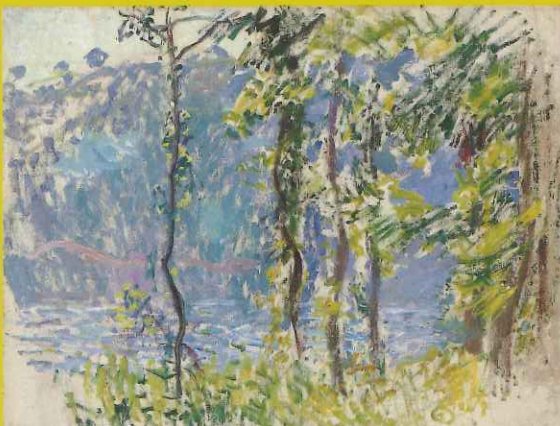
2018

7

JULY

No.284

「モネ それからの100年」は、横浜美術館で7月14日（土）より開催される



クロード・モネ
《ヴィレの風景》
1883年 油彩、キャンヴァス
60.3×78.8cm
個人蔵
©Christie's Images / Bridgeman Images

今月のKEYPERSON

「病気が治った患者さんが、それでも
元気になれない要因の一つとして『外
観』というものがある」

かづきれい氏 **REKOKANKAN主宰・歯学博士・公益社団法人顔と心と体研究会理事長**

特集

**看護職の労働安全衛生ガイドライン
生涯を通じて健康に働き続けることが可能な職場環境
WHOが提唱する「ヘルシーワークプレイス」を目指す**

岩田めい達の医事放談

「にっちもさっちも行かない」—患者の精神的苦痛の深さ

医療構造改革の今日的課題²¹⁸

医療界をめぐる当面の情勢と課題

医療保障政策研究21

トレンドィ・レポート

人口減少時代の社会保障制度改革

財務省、「医療保険給付率の自動調整」提案

医療変革期の病院経営戦略²³⁷

「医師働き方改革」の中間論点整理

国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

徹底解説・医療経営ゼミナール

第73回 大事業承継時代

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田 茂

<表1>平成27年10月～平成28年9月の医療法人の実績

医療法人	平成28年 10月現在	増加		減少	
		開設	再開	廃止	休止
病院	5,754	68	—	67	13
診療所	41,140	1,992	90	1,834	257
歯科診療所	13,393	320	13	212	37

<表2>

	親族への承継	第三者への承継
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 意思疎通がしやすい じっくり時間をかけることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 役員退職金を受け取れる 債務保証が外れる 職員や患者を引き継いでもらえる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 後継者は債務等の負担も引き継ぐ 親族間で運営方針の対立もあり得る 	<ul style="list-style-type: none"> 買い手がいつでも現われるわけではない 譲渡価格がなかなか決まらない場合も 引き継いだ後にトラブルも
事前対策	<ul style="list-style-type: none"> 後継者の育成 財産債務の一覧表作成、整理 遺言作成、生前贈与 	<ul style="list-style-type: none"> 出資金の評価 適正な決算を組む

医療法人を承継する場合に検討しなければならないのは、医療法人は所有と経営が分離しているため、出資金(財産権)の承継と理事長職(経営権)の承継が必要になるといふことだ。

出資金の承継とは、医療法人に当初出資した金銭を、譲渡、贈与、相続によって親族に承継することである。

現金や土地、建物等を出資して医療法人を設立した場合、その出資金は相続財産になる。この出資金は、医療法人は配当禁止とされていることもあり、当初出資額よりも価値が大幅に増加しているケースがほとんどである。

したがって、事前に現時点での出資評価を行い、そして、その出資金

団塊世代の経営者が大量に引退期を迎え、日本は「大事業承継時代」に突入する。

政府は、後継者難にあえぐ中小企業の円滑な世代交代に向け、平成三〇年度事業承継税制の改正をはじめ着々と支援策を打ち出した。さらには、自治体や地域金融機関が合併・買収(M&A)を含めた中小企業の事業承継支援を相次ぎ強化している。医療(病院、診療所)の世界でも承継は年々増えている。今回は、今後さらに増えるであろう医療承継についてふれてみたい。

○医療承継の現状

わが国は六五歳以上人口が四人に一人を超える超高齢社会。開業医も例外ではなく、診療所の開設者および勤務者のうち、四人に一人が七〇歳以上といわれ、後継者不在のために閉院する診療所も少なくない。病院、診療所を取り巻く環境は厳しく、毎年六〇〇〇件以上の診療所(医療法人二〇〇〇件以上と個人四〇〇〇件以上)が開設されるのに対し、ほぼ同数が閉院している状況だ(表1)。

開業医の平均年齢が地域によって六〇歳を超えているところもあり、承継時期を迎えているが、後継者がおらず「廃業やむなし」とお考えの院長もいる。

このように、人口減少による地域機能の衰退と医師の高齢化、医師偏在により、地方では人々の生活の基盤の一つである医療体制に不安が生じている。特に、人々の生活に深くかかわる小児科、産婦人科、一次救急を担う内科、外科等が廃業となった場合、大きな影響がある。

また、医師の高齢化により、突然の相続で、個人の相続財産に診療所、病院の土地、建物、医療機器等を含めて評価されるので、多額の相続税が課され、医療の継続が困難となる点も問題だ。

○後継者の有無と開設主体

医療承継は、後継者がいるかどうかで承継方法が異なる。まず、誰に事業を承継するのかが問題になる。この後継者は二種類に分けられる。一つ目はご子息等の身内に事業を承継するケース(親族への事業承継)。二つ目は、身内に後継者がおらず、第三者に事業を承継(売却)するケース(第三者への事業承継)。

次に、譲る側の診療所等の開設主体が誰なのかによっても承継方法に注意しなければならない。それは、誰が事業を行っているかということだ。診療所等が個人経営なのか、医療法人経営なのかということである。何故、注意しなければならないの

の評価額の引き下げが可能かどうかを検討していく必要がある。

もう一つの理事長職の承継については、後継者である親族に理事長職を譲ることだけでは不十分といえる。これは、社員総会および理事会において適正に手続きする必要がある。

というのも、医療法人では、最高意思決定機関である社員総会において理事を選任し、理事会において理事の互選で理事長が選出される。つまり、社員総会が理事長を実質的に選任しているともいえる。したがって、理事長職を譲るとともに、社員の身分も後継者に与えないと(社員に選任)、将来、理事長職を追われるリスクもある。後継者を社員に選任しておくことも忘れずに行うことだ。

○第三者への医療承継のポイント

ここ数年、適正な後継者がいないなど第三者に承継するケースが増えている。後継者となる第三者も、新規開業に比べ、当初からある程度患者数が見込め、また設備投資を低く抑えることができる等のメリットがある。

まず、個人経営の場合のポイント

は、承継の対象となる財産(診療所等の土地・建物、医療機器、医薬品等)を、後継者である第三者にいく

かという点、診療所等で使用している財産、たとえば土地、建物、医療機器等の所有権の問題があるためだ。個人経営であれば、すべて院長個人所有であり相続の対象となる。医療法人経営であれば診療所等の財産は院長の相続の対象とならないが、医療法人への院長の出資金が相続の対象となる。そのような違いがある。

○親族への個人診療所等の承継ポイント

親族への承継は一般的な医療承継方法だが、事前の対策(相続対策など)が欠かせない。また、事前の対策をしないとしないでは、将来大きな違いが出る。

院長の相続が発生した場合、亡くなった院長の所有する財産は、診療所の物も含めてすべて遺産相続の対象となる。したがって、事業を継続するために必要な診療所の財産も相続人間の分割対象財産に含まれることになる。

つまり、後継者以外の相続人に承継されてしまうと、最悪、医療承継できない場合も想定される。そこで、診療所の継続という観点からは、生前贈与や遺言等の事前対策が欠かせない。

○親族への医療法人の承継ポイント

らで売却するのか。また、診療所等の土地・建物は理事長からの賃借とし、他の財産は後継者へ売却するのかが等しいケースが考えられる。土地・建物を理事長から賃借する場合には、近隣の相場等を参考に賃借料・保証金を決めていく必要がある。土地・建物・医療機器などを売買する場合には、個々の財産ごとに譲渡価格を決めるが、営業権をどのように評価するかといった問題もあり、簡単には決定できない。したがって、当事者間で時間をかけて交渉することになる。

次に、医療法人の場合、診療所等の財産は医療法人所有になるので、理事長の医療法人に対する出資金をどのように承継(譲渡)するのかがポイントになる。出資金をいくらで評価して譲渡するのか。その金額を決めるには、医療法人が現在どれだけの価値があるのかを算出しなければならぬ。それには、不透明な財産債務・収入支出がない状態にしておかないといけない。

また、理事長は基本的に医療法人を退くことになるため、役員退職金をいくらにするかによっても出資金の評価額が変動する。このように、親族間承継と第三者承継との違いについては、(表2)のようにまとめることができる。